

里山等整備支援事業実施要領

制定 令和7年3月31日付け令6森林整備第1115号

(趣旨)

第1 この要領は、里山等整備支援事業（以下「事業」という。）の実施について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び里山等整備支援事業補助金交付要綱（令和7年3月31日付け令6森林整備第1069号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業計画等)

第2 事業主体は、事業計画書（要綱別記第2号様式）を所管の農林水産事務所又は農林事務所の長（以下、「所長」という。）に提出するものとする。

2 所長は前項の内容について、施行地ごとにより審査し、適当と認めるときは、速やかに知事に報告するものとする。

(事業の決定)

第3 対象事業は、知事が別に定める期間に応募のあったものの中から、別に定める審査会において、審査の上、採択を決定し、事業主体に審査結果を通知する。

(補助金の交付の決定)

第4 所長は、事業主体から提出された補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）の内容を審査し、適当と認めるときは、別記第1号様式により速やかに補助金交付の決定通知を行うものとする。

(事業計画の変更承認)

第5 所長は、事業計画変更承認申請書（要綱別記第5号様式）の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を別記第2号様式により通知するものとする。

（協定の締結）

- 第6 事業主体は、事業計画書に基づき私有林を整備する場合、森林所有者と協定を締結しなければならない。
- 2 協定の内容は、別記第3号様式による。
 - 3 前項の協定期間は、協定締結日から10年を経過した日の属する年度の末日までとする。
 - 4 第1項の協定書における森林所有者の記名は、原則として自筆署名とする。

（台帳の整備）

- 第7 事業主体は、事業完了後の施行地の適正管理を図るため、事業実施年度、位置、事業内容、事業量、森林所有者等に関する情報を記載した台帳を整備しなければならない。

（標示板等の設置）

- 第8 事業主体は、やまぐち森林づくり県民税を活用し整備したことを周知するため、施行地に標示板等を設置するものとする。

（検査）

- 第9 所長は、実績報告書（要綱別記第6号様式）の提出があったときは、検査職員を定め検査を行わせるものとする。
- 2 検査職員は実績報告書の内容の審査及び現地検査の結果、適当と認めるときは検査調書（別記第4号様式）を作成し、所長にその状況を復命するものとする。

（補助金の額の確定）

- 第10 所長は、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号）第12条に規定する補助金の額の確定通知を、別記第5号様式により行うものとする。

（事業成績書の提出）

- 第11 所長は、補助金の交付を完了したときは、事業成績書（別記第6号様式）を作成し、速やかに農林水産部長に提出するものとする。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4関係）

指令 第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日付で申請のあった 年度里山等整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、下記の条件を付し金 円を交付する。

年 月 日

山口県知事

記

- 1 補助金の交付対象となる事業は、年 月 日付で申請のあった里山等整備支援事業（以下「補助事業」という。）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによる。
- 3 補助金の交付条件は、次のとおりとする。
 - （1）事業主体は、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号）、里山等整備支援事業補助金交付要綱（令和7年3月31日付け令和6森林整備第1069号）、里山等整備支援事業実施要領（令和7年3月31日付け令6森林整備第1115号）及びその他関係通達に従わなければならない。
 - （2）事業主体は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途に転用される場合を含む。）する行為、補助事業の施行地上の立木の全面伐採除去を行う行為、その他補助目的を達成することが困難となる行為が生じる場合は、速やかに知事に協議し、知事が必

要と認める場合、その指示に従って森林の整備に要した補助金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

- (3) 事業主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - (4) (3)に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
 - (5) 事業主体は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合は、実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
 - (6) 事業主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において(5)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
 - (7) 補助事業の遂行により生ずる収入金は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならない。
 - (8) (7)により収入金を当該補助事業の経費に充てた結果、要綱第6条の実績報告において、当該収入金が事業主体負担を上回る場合は、当該収入金から事業主体負担分を差し引いた金額を補助金額から控除しなければならない。
- 4 知事は、事業主体が、知事の付した条件に違反した場合には、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

別記第2号様式（第5関係）

指令 第 号

申請者 住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった 年度里山等整備支援事業の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、補助金については下記のとおり変更します。

年 月 日

山口県知事

記

- 1 補助金額の変更は、次のとおりとする。

既交付決定額	今回交付決定額	計
円	円	円

- 2 補助条件については、年 月 日付け指令 第 号による交付決定通知のとおりとする。

里山等整備支援事業の実施に関する協定書

（目的）

第1条 会（長）（又は市長）（以下「甲」という。）と森林所有者（以下「乙」という。）は、第3条に掲げる森林を整備し、災害の防止や水源のかん養等の多面的機能を持続的に発揮することを目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 この協定の目的達成のために必要がある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができる。

（協定の対象とする森林等）

第3条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在等は、次に掲げるとおりとする。

所在地	面積	林小班	森林の現況	備考
	ha			

注：備考欄には、林小班がない箇所に係る地目を記載すること。

（森林等の整備）

第4条 この協定に基づき実施する森林整備の内容は、以下のとおりとする。

注：事業の内容に応じて記載すること。

※竹木を伐採（除伐、間伐、修景伐採、全伐等）した場合、伐採後、対象森林の区域内に整理すること。ただし、搬出・処分する場合を除き、事業完了後に乙が自らの責任と費用で、伐採した竹木を搬出・利用する場合はこれを妨げない。

（乙の責務）

第5条 乙は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 協定期間中は、対象森林を適正に管理するとともに、皆伐及び森林以外の用途に転用を行わないこと。

なお、やむを得ず皆伐又は転用を行う必要が生じた場合は、あらかじめ甲へ書面で届け出ること。

(2) 整備が円滑に実施されるよう協力すること。

(3) 甲が整備を行ったことを示す標示板等の設置を申し出たときは、乙は協定期間中その設置を認めること。

(助言及び指導)

第6条 甲は、この協定の目的達成のため、対象森林の取扱い等について、必要に応じて乙に対する助言及び指導に努めるものとする。

(災害等による損害)

第7条 対象森林が、自然災害により立木その他に損害を生じた場合については、甲はその責任を負わない。

(協定の承継)

第8条 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、当該第三者にこの協定を継承させるものとする。

2 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、協議しなければならない。

3 乙は、協定期間中に氏名又は住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかに甲に書面で通知するものとする。

(特別な事情による協定の失効等)

第9条 次の各号においては、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供される等、やむを得ない理由により転用するとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき。

(協定に違反した場合の措置)

第10条 甲は、乙が第5条に違反したときは、第4条の森林整備に要した費用の返還を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に関し疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 会 (市長) 長

(乙) 住所

氏名

検査調書

事業名	
事業内容	
事業費	
補助金の額	
事業主体	
検査概要 及び所見	・検査概要 ・所見
検査年月日	年 月 日（曜日）
立会者	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

検査職員 所属
職名
氏名

別記第5号様式（第10関係）

第 号
年 月 日

（申請者） 様

山口県知事

年度里山等整備支援事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付けで報告のあった 年度里山等整備支援事業の補助金
については、金 円に確定します。

事業成績書

事業主体	事業内容	事業費(円)	補助金(円)	備考